

くないので、これが整備についても考慮を望む。

2 医療機関及び薬事監視指導取締について

県下病院の諸施設並びに管理運営等について、毎年1回厚生省の調査基準によつて、実態調査を実施し、その状況は次表のとおりである。特に、施設設備費を要するものは、各病院とも放置されがちであるので、こ

れらの面の改善方について、更に積極的な指導が必要である。

なお、診療所等の指導取締並びに薬事監視指導については、保健所の監査に述べたとおりであるので、保健所を督励して指導に万全を期されたい。

病院実態調査成績表

部門 年次	診療部門	入院部門	給食部門	管理部門
級別	33	34	35	36
A 級	24	21	23	20
B 級	3	8	8	10
C 級			1	2
D 級			1	1
計	27	29	31	27
			31	31
			27	29
			31	31
			27	31
			29	31
			31	31

3 医療機関開設許可等の手数料について

医療法に基く病院開設許可等の事務については、鳥取県手数料徴収規則により手数料を徴収しており、この

うち地方公共団体が開設する場合は、同規則第4条1号を適用して免除の取扱いをしているが、他県の実例もあるので、徴収することにつき当局の検討を望む。

4 衛生研究所について

定期監査に述べたとおりで、特に、研究員の充実と職制の確立、設備の整備充実につき、当局の配意を望む。

5 食中毒、伝染病等が多発の実情にかんがみ、この病原体の媒介となるそ族昆虫の駆除機械、不良食品の排除及び、食品製造施設、設備の監視、検査等を更に厳

正に実施し、食品衛生の万全を期するため、前記監視職員の充実強化に併せて、活動経費の増額についても検討されたい。

6 中央病院会計の歳入歳出差引不足額は本年度単年度において14,162,497円生じ、これに前年度末不足額46,849,834円を加算すると、61,012,331円となり、不足額は逐年累積されている。

定期監査及び指定事業審査報告に述べたとおり、早急に根本的解決策を講じ、経営の合理化を図るべきである。

予防課

昭和37年10月12日監査

監査委員 松本利治
同 勝原治郎
同 堀江実
同 前田玄一

1 結核健康診断・予防接種について
本年度結核健康診断・予防接種費用国庫負担金の精算額は4,928,983円(事業支出済額9,857,957円の2分の1額)で、これに対し国庫負担金受入額5,071,000円、差引き142,017円を国庫に返納することになつていた。これは市町村実施分の精算額が、減少したのによるものであつたが、保健所の監査に述べたとおり、特に市町村住民の受診率が低調であるので、住民に対する啓蒙宣伝、計画的な検診の実施等につき、更に市町村並びに保健所を指導督励し、受診率の向上に格別の配意を望む。

2 結核医療費公費負担について

00616

(便)郵便(第3種)報公県取鳥日曜金昭和38年5月10日

結核予防法による医療費公費負担については、同法の改正により昭和36年10月から著しく増額を見、特に命令入所患者は従来の4倍強と大巾に數われたことは結構である。しかしながら、昭和36年12月末現在における県下の命令入所該当患者は1,673名あり、うち入院療養中の者は928名（命令入所患者449名、自費入院患者479名）で、なお、相当数が在宅療養を余儀なくしている実情である。結核予防対策にて万全を期するためには、更に国庫負担率の拡大につき、国に要請の要がある。

また、命令入所措置を円滑に実施するためには、入院後における看守家族の生活補償等救済についての法的政策の実現も望まれる。

なお、当年度医療費国庫負担金は、精算の結果358,892円を返納することになつてはいたが、命令入所措置の計画的実施についても配意の要がある。

3 結核管理検診について

結核予防法の改正により、当年度からは各保健所とも

管理検診を実施していくが、これが強化についても一層配意の要がある。

4 伝染病予防事業について

1 保育所等集団施設における赤痢多発の実情にかんに接種率の低い市町村の予防接種の励行方等の指導については、保健所の定期監査に述べたとおりである。

2 当年度の法定伝染病予防費市町村精算額は22,265,791円、この国庫補助基本額18,011,343円で、県費補助金12,007,542円を交付していたが、これに対する国庫負担金受入額は2,314,000円で、3,689千余円が37年度に遅れて交付されることになつてはいた。

これが早期交付につき国に要請の要がある。

3 当年度新設を計画されていた八頭郡郡家町ほか4町組合立伝染病棟は、建設位置の関係で着工を見ず、従つてこれに対する県費補助金3,082,000円は、昭和37年度に繰越していた。

5 性病予防費について

性病予防費のうち69,394円は、性病予防法に基いて県が負担した診療費であるが、右負担についての保健所の事務処理を見ると、患者世帯の収入を証明する書類の添附されないもの等不謹の点が見受けられたので、これが適正処理につき指導の要がある。

6 水道敷設整備計画は第1次（35～39年度）で81.2%、第2次（40～42年度）で90%の普及目標を樹て、当年度末で58.4%（小規模施設除く）の普及率となつてはいた。当年度実施した水道の水質検査の実績によると、不適水の率は26%（前年度73%）で、前年度に比し好転したが、なお、かなり飲料に不適的なものがあることを示している。しかるに、定期水質検査を行しない町村があるので、更に、検査勧行の指導、水道技術管理部会の育成等に努め、水道水の衛生管理に一層努力されたい。

7 尿処理施設については鳥取市が長期整備計画に基

いて、下水道終末処理施設を竣工費11,700万円（処理人口73,000人）で着工していた。尿処理問題は緊急事業であるので、他の都市部はもちろん、農村部についても、屎尿消化槽の設置等積極的に指導督励されたい。

8 家族計画の普及指導については、実地指導員54名を委託し、生活保護家庭及び低所得階層に対し延24,971名に対し指導されていた。これはか一般住民に対してもこれが普及啓蒙を図り、指導の配意が望ましい。

また人工妊娠中絶を受ける妊娠の処置時期が遅延がちのため死産処分され、この死産率は全国で最高位を占めている。処置妊娠の母体保護のため、早期処置について指導の徹底を期する要がある。

9 未熟児養育指定医療機関は3市（鳥取、倉吉、米子）にとどまり、その他地域住民は医療に不便をきたしている。

これが指定医療機関の拡大について検討善処を望む。

84900

秘書調査課

昭和37年10月15日監査

監査委員 松本 利治郎
同 狩原治郎
同 前田玄一

1 主な業務実情

当課は、教育委員会の議事及び委員並びに教育長の秘書業務と企画調査、職員の福祉業務を行つておる、本年度は教育長の海外（歐米）教育事情視察及び学力テストが主的な事業であつた。

定例、臨時教育委員会及び委員協議会は27回開催されてゐた。

調査業務は、産業教育、学校設備の委託調査をはじめ、13項目を実施してゐた。なお広報活動は、教育時報を6回と教育要覧を発刊してゐたが、予定より2回減少してゐた。

2 科学技術研究の奨励補助

児童生徒の科学技術研究の奨励については、研究補助

の申請148件に対し、99件、600千円を交付、研究成果の報償金を12件の申請に対し優秀作6件に150千円を交付してゐた。前年度より小、中学校児童、生徒の科学技術研究に対する意欲は向上してゐるので、今後ともこの傾向を助長し、知識の涵養、探究心の昇揚に一段と努力されたい。

学級別	年度	物理		化学		生物		地学		農業		合計	
		申 請 付	申 交 付										
小学校	35	5	3	15	12	27	18	11	7	7	5	65	45
	36	9	7	17	10	32	22	19	12	8	6	85	57
中学校	35	4	3	10	10	10	4	3	2	1	1	19	17
	36	8	9	6	21	13	9	7	2	1	1	54	35
高等学校	35	6	4	1	1	1	1	2	1	1	2	12	9
	36	3	2	1	1	3	2	1	1	1	1	9	7
合計	35	15	12	14	38	29	17	11	9	7	96	71	59
	36	25	17	27	56	37	29	20	11	8	148	99	89

3 教育研究所

教育研究所については、所の監査で述べたとおりで研究機材、とくに専門図書の整備に努められたい。

社会教育課 昭和37年10月17日監査
監査委員 松本利治郎
同 萩原治郎
同 前田玄一

1 社会教育活動経費の増額措置について

昭和36年度社会教育費決算額（翌年度繰越額を含む）

は、前年度に比較し1,604千余円増加しているが、これは主として青年の家設置費20,880,000円の新規事業費であつて、一般社会教育活動経費は依然として増額を見ず、活動経費不足が社会教育振興のあい路となつてゐる。

予算措置につき当局の考慮を望む。
なお、社会教育行政と社会福祉行政の連携及び公民館の施設設備の整備充実と、専任職員の配置等につき配慮されたい。

2 青年の家設置について

12月県議会において20,880,000円（国庫補助4,91

0,000円、県費15,970,000円）で鳥取砂丘に建設することが議決されたが、設計並びに着工が遅延したため、年度内には基礎工事（40%程度進捗）のみを執行し、15,551,000円を翌年度へ繰り越してゐた。

この敷地の使用貸借契約の締結が遅延してゐた。

3 図書館及び科学博物館の運営について
図書館分館の在り方並びに図書資料の充実、科学博物館、展示室の拡張による高度利用、宝隆院庭園の管理等については、これらの監査で述べたとおりである。

義務教育課 昭和37年10月18日監査
監査委員 松本利治郎
同 萩原江実
同 堀江実

1 教職員組織の改善合理化について

(1) 小学校費に充当した一般県費は747,145,762円で、基準財政需要額を167,773千余円超過し、県財政にとって相当な重圧となつてゐる。この超過額は前年、

00620

司 論 論 第41号 第(号外) 報公県取鳥・日曜金

133 昭和38年5月10日

度より8,229千余円増加している。また、この一般県費持出率は中国各県のうち最高であるので、さらに、新陳代謝の積極的推進を図り給与費の縮減に配意されたい。

(2) 中学校費に充当した一般県費は416,954,811円で、基準財政需要額を45,62千余円超過しているが、前年度より17,102千余円減少し、給与費の縮減は好転を示している。

しかしながら、一般財源の持出率は中国各県中依然として最高を示しているのでさらに年令構成の合理化に配意を望む。

(3) 前述したように基準財政需要額を2億1千3百万円超過しているのであるが、その内容を分析してみると、本県教職員の平均給与額が高いことが原因の一つであると認められる。教職員年令構成について全国平均に比較してみると、小学校では50才より54才までが約3.5%多い反面、20才より24才までが約7%、25才より29才までが約4.

5%それぞれ少い。また、中学校では50才より54才までが約1.5%多い反面、20才より24才までが約4.5%、25才から29才までが約8%それぞれ少く、このため平均給与額が高くなっていると考えられる。継続的新陳代謝による給与単価の引き下げと退職手当の優遇措置を講じ、組織の合理化と効率化を図るよう当局は努力されたい。

2 小、中学校退職手当の額は201,933,298円で、前年度に比較し27,334,338円増加している。これが支出に当つては、歳出所属年度区分に留意されたい。

3 教職員の研修について

新教育課程による学習指導要領の改訂に伴い新しい実技面の研修のため、新規に教科振興費20万円を以て、理科、図画、工作（美術）技術、家庭等の実技講習会を実施して619名の参加者を見ていたが、今後とも継続実施し実技の向上を図られたい。

4 特殊教育について

秘書調査課の実態調査によると、特殊学級または特殊

学校に収容することが望ましいと思われる特殊児童の数は約2,300人に及んでいるが、36年度に2学級増設し、現在設置している学級数は3学級の50人程度に止っている。（37年度は小5中1増）本学級の増設については強い要請があるので当局は予算措置及び担任職員の養成に努め教育の機会均等の谷間を埋めるよう配意の要がある。

5 小中学校費国庫負担金の精算不足額は4,033,878円で、一応県費で立替え執行しているが、概算交付の合理化につき國に要請すべきである。

高校教育課 昭和37年10月19日監査

監査委員 狩原治郎

1 高校教育振興について

高校教育振興費決算額は3,221,081円で前年度に比較すると979,228円増加している。とくに、36年度は新規事業として長期内地留学制度を設けて理工科系教員の確保を図るため、現職教育費50,000円（旅費350

,000円、委託料200,000円）と、高校教育課程編成研究費20,000円（旅費90,000円、需要費30,000円）を計上し執行していた。

また現職教育を充実するため508,000円（前年度300,00円）で教員の資質と教育技術の向上を図ったことは、職員配置の適正を期する上からも適切であるので今後もさらに、この事業の拡大に努力されるよう当局の配意を望む。

2 生徒急増対策と高等学校再編成等について

高等学校生徒急増対策の推進、とくに教職員の充実強化対策及び高校再編成、男女共学の問題、学校規模の適正化、学校差の是正、その他進学、就職並びに生徒指導及び旅費の増額等については学校監査で述べたおりである。

3 学校の運営について

教職員の充実、生徒の入学勧奨並びに就学奨励法に基づく奨励金の取扱等については、学校の監査で述べたとおりである。

4 長期内地出学委託料20万円及び高校教育振興費旅費の支出については検討を要するものがあつたので、今後は慎重を期されたい。

事の予算額は、前年度より繰越された鳥取西高の12,619,000円を差し引き107,607,000円で、次表のとおり施工されたが、学校移転問題に関連し境高等学校鉄骨屋内体育館が翌年度に繰越されていた。

高等学校名	工事内容	坪数	金額	備考
鳥取西高等学校	管理棟、改築工事(鉄骨)	758	58,647	前年度よりの繰越分を除く
倉吉農業	屋内体育館(鉄骨)	200	9,990	
倉吉西	" "	200	9,870	
八頭	" "	300	15,600	
境木産	校舎(木造)	25	750	
合計		1,483	98,857	

1 施設設備の整備充実について
生徒急増対策に即応した校舎等施設設備促進、教育財産管理の明確化、産業教育施設設備の充実並びに更新、地元負担経減措置、高等学校需要費の増額による学校経常費の正常化、建築工事の設計並びに施工の適正化、とくに、分担することのできない一體物に対する地元負担金の取扱いの合理化等の諸問題については、高等学校の定期監査で述べたとおりであるので、当局はこれら諸点に注意し、事業及び事務の適正な推進に努められたい。

2 高等学校整備について

高等学校整備4ヶ年計画の第3年次に当る36年度工

本事業執行上最大の問題点は高等学校の定期監査報告でも述べたとおり地元負担金(工事費の4分の1額)の高率であることである。これを軽減することによつて学校差を解消し、併せて学校規模の適正化を推進し、教育の機会均等を図るよう検討されたい。

3 産業教育振興事業について高等学校の定期監査報告で述べたとおり産業教育の諸施設設備が産業教育振興法に基づき整備充実されることは結構である。しかしながら、個々の事業内容を検討してみると、急務を要すると思われる理科実験室の整備に優先して研修室を新設しているもの、設計内容及び施工に検討を要するもの、工事が遅延しているもの等が見受けられるので、予算の効率的執行につき当局は配意の要がある。

4 高等学校需要費について

36年度高等学校需要費の実質的支出額は18,379,831円で、前年度に比較すると1,680,831円増加している。

TA等外かく団体への依存度が高いので、これが増額措置につき当局の検討を望む。

5 高等学校土地購入について
36年度は施設費862,000円を以て鳥取西高等学校分45坪、725,000円、鳥取工業高等学校分137坪、157,000

0円を確保したが、37年5月1日現在における高等学校設置基準に対する現有率は40%で過ぎず貧弱な実状であるので、適正な学校用地の確保、とくに、時宜に適した予算措置につき当局の配意を望む。

6 特殊教育施設設備について
昭和36年度新規事業として理療課程(別科)新設に伴い3,220,000円を以て鳥取盲学校校舎(115坪、単面28,000円)を整備していた。

7 教育財産の取得、管理、処分について

教育財産事務の取扱いについては、各高等学校等の監査で述べたとおりで、鳥取県有財産及び當造物に関する余例に基づく、鳥取県教育財産事務取扱規則の規定による合規の手続き方法によつていよいものがある。とくに学校敷地境界等教育財産の調査再確認、財産の交換処分、財産台帳の整備、地上権等権利の設定、登記事務の促進等については、さらに努力を要するもの、慎重を要するもの、未解決となつているもの等があるので、これらの指導に万全を期されたい。

体育保健課 昭和37年10月30日監査
監査委員 萩 原 治 郎
同 堀 江 実 藏

昭和38年5月10日 (号外) 第41号 (報公県取鳥日曜金)

1 社会体育費決算額は次表のとおりで、前年度と比較すれば234万余円の増となつており、増額の主なものは県営プールスタンド新設費と国民体育大会が遠隔地の秋田県で開催されたことによる派遣費の増額である。

社会体育事業別決算状況調 (単位千円)

事 業 別	昭和37年度 5年連続 6年連続△減	差引増 備 考
国民体育大会派遣費	1,403	1,659
県民体育大会開催費	438	483
全国青年大会予選会及派遣費	170	228
ピローツク大会開催費	221	227
体育指導委員研修及び市町村スポーツ振興費	450	462
青少年野外活動促進費	160	158△ 2
青少年スポーツ活動指導者養成費	150	180 30

健 民 運 動 普 及 費	49	59	40
体育大会開催事業費補助金	390	390	0
体 選 手 強 化 指 導 費	111	150	39
體育施設整備費	100	197	97
ス ポ ー ツ 振 興 法 旨 整 備 費	163	1,905	1,742
合 計	3,805	6,146	2,341

これらの経費の内容を検討すると、各種大会の派遣及び開催費が48.6%を占め、社会体育指導の経費は僅か19.6%に過ぎず、指導体制も学校体育を含め、指導主事は3名で人員不足が認められる。オリンピック東京大会を目前にして選手強化を実施しており、また昭和36年6月にはスポーツ振興法の公布があり、指導範囲が拡大しているので、指導主事の増員を検討するともに、市町村体育指導委員の活用をさらに図られたい。なお、市町村体育指導委員に対する研修会を県1会場、市町村9会場開催していたが、市町村会場分については出席者が少く低調であったので、今後の実施方法に

つき検討とともに、併せて、職域の体育振興助長策も検討の要がある。

2 体育施設については、当年度県営プールの観覧席を新設していたが、他に一般用県営施設は皆無の状態である。スポーツ振興の土台となるべき施設の充実に努力されたい。

3 学校体育については、本年度より、保健、給食と併せて体育の学習指導、施設設備の検討、指導計画の適否等の計画訪問を市町村毎に1校、計35校(小学校24校、中学校11校)及び高等学校6校を実施していたが、施設設備については文部省の学校体育施設設備基準に対する実績を公表し、設備充実の推進とされるよう望む。

4 当年度の保健体育研究指定校は小学校3校、中学校1校を指定し、基礎体育の向上に努力しているが、各都市1校程度を指定し、研究討議の機会を多くして、児童生徒の体位の向上に努められるよう要望する。

5 学校保健事業は学校保健法、学校安全会法により教

職員及び児童生徒の保健管理、健康診断の事後措置の徹底、新規事業として、学校保健研究協議大会並びに学校環境衛生研究協議会等を開催し、保健活動に努力されてきたが、計上予算が不充分と思われる所以、経費の増額について考慮の要がある。

教職員の休職者は監査日現在49名で結核21名、普通病28名であるが、普通病のうち約半数は成人病であるので、これが対策を考慮されたい。なお、法で定められている保健医師の定数を減員していたが処遇を改善し、専任の設置を検討されたい。

6 学校安全会は発足2年目を迎え、加入率は98.5%で全国平均97%を1.5%、前年度より0.4%上回っていた。被災状況は前年度(7月より開始)より多発していたが、安全会全員加入の促進に努力するとともに、安全管理の徹底に一段と努力されたい。

昭和38年5月10日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第41号(物認可) 138

、139 昭和38年5月10日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第41号

昭和36年度学校安全会加入及び給付状況

区分 加入種別	総人員	加入者数	加入率 %	負傷			疾患			死亡			給付額計 円
				件数	給付額 円	件数	給付額 円	件数	給付額 円	件数	給付額 円	件数	
保育所	10,746	10,251	95.4	(10) (94)	(35,687) [406,550]	—	—	—	—	1	100,000	—	(35,307) 206,550
幼稚園	2,240	2,169	96.8	(2) 26	(1,448) 14,498	—	—	—	—	—	—	—	(1,448) 14,498
小学校	79,520	79,435	99.9	(175) 1,348	(213,544) 1,150,458	7	1,672	4	40,000	1	100,000	—	(213,544) 1,299,150
中学校	46,899	46,760	99.9	(177) 1,112	(199,341) 1,035,175	(2) 57	(1,775) 15,046	1	45,000	—	—	—	(201,116) 1,095,221
高等学校	21,773	20,135	92.5	(47) 378	(60,458) 281,107	19	7,384	1	15,000	—	—	—	(60,458) 353,491
計	161,088	158,750	98.5	(411) 2,958	(52,098) 2,587,786	(2) 83	(1,775) 24,102	6	100,000	2	200,000	—	(512,873) 2,911,888
前年度計	159,530	156,447	98.1	11,891	1,583,754	41	13,246	2	20,000	—	—	—	1,617,000

- (注) 1 国立、私立、特殊、定期制、通信教育等の学校を含む
2、表中()は前年より継続の給付を内書きで表わしている

② 学校給食用物販購人に繰替金を使用していたが、支出料目の検討を要する。

③ 各種競技会、講習会等に概算払、資金前渡をしていたが、精算事務が埋延していたので会計規則の定めるとおり精算をされたい。

昭和37年10月5日監查
地方労働委員会
監査委員 同 同
松 瑛 堀
本 原 江
利 治 実
治 郎 蔵

・小学校144校72.3%、中学校25校32.4%、児童生徒数で小学校75.8%中学校25.6%と前年度に比し9%程度上昇していた。これにより各市町村の栄養士も増員しており、郡別みると、鳥取7、米子7、倉吉8、境港1、岩美2、八頭7、気高1、東伯7、西伯3、県境港1、岩美2、八頭7、氣高1、東伯7、西伯3、県学校給食会1、計45名と前年度より9名増となつているが、配置されていない町村が15ヶ町村あり、実施校185校に対し充足率（全国平均6.8%）4.1%と下廻っている状況である。なお、指導監督の主務課に専任指導員が設置されていない現状であるので、設置方を検討するとともに、市町村教委をして少くとも1名以上の栄養士の設置を奨励すべきである。

専員が設置されていない現状であるので、設置方を検討するとともに、市町村教委をして少くとも 1 名以上の栄養士の設置を督励すべきである。

8 経理出納その他事務処理について

① 武徳殿の敷地は日本赤十字社鳥取県支部、建物は大蔵省より借用しているが、借用期間等契約内容に検討を要するものがある。

- 業務実績について
当委員会が取り扱った争議調整、実情調査、並びに不
当労働行為事件等の状況は次表のとおりである。
実情調査は前年度に比較し1件減少したが、争議調整
は12件、不当労働行為事件2件、資格審査9件といず
れも大巾に増加していた。

(第3種郵便)
物 認 可) 140

2 美情調查

卷之三

卷之三

区分 年度	处理状況										摘要
	訴訟 取下 和解 移管 棄却 教諭 教諭	中勞委 審理	命 令	合 規	總 數	總 數	總 數	總 數	總 數	總 數	
35	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	總越1件を含む
36	4	1	1	4	1	1	2	1	1	1	計。却下1件

పుస్తకాలి

の在り方について諭誦の余地がある。

人事委員会 議事録 昭和37年10月19日審査会

同 荻 原 治 郎

業務実績

表のとおりである。警察官採用試験受験者は前年度に比較しかなり増加していたが、上級及び中級採用試験受験者は、経済界の好況によつてか著しく減少

試験受験者は、概ね前年度程度に止っていた。
また、本年度の合格者は一部辞退した者を除いて殆
んど採用並びに昇任していた。

卷之三

年 度	申 立 件 數	処理状況						摘要
		認定 不 格	割下	切取下	繰越	繰越1件合計		
35	21	19	1	1	1	1		
36	30	29	1	1	1	1		

県 事 務 局
昭和15年10月12日監査
監査委員 松 荻 堀 前 田 玄 一
同 同 同 同

する事務にあたつていた。
自動車の運営管理については努力されているが、2
車輛共に相当古く維持修繕費は年々嵩み、本年度修繕
経費は805,030円（前年度350,801円）を要している。

試驗實施狀況

区分		年度	申込者	受験者	合格者	採用又は選考員及び 候補者	37.9.30現在 在籍者	その他	摘要
上級採用試験	35	296	228	25	18	7			
	36	141	109	27	26	1			
中級	"	35	101	90	17	13	4	1	
	"	36	26	16	2				
初級	"	35	766	548	29	17	12	14	
	"	36	654	554	51	37			
警察官	"	35	97	75	20	16	4		
	"	36	152	105	7 補欠 8 補欠	24 20 5	4		
吏員昇任試験	35	233	228	67	67	1			
	36	226	214	33	32				
準職員選考資格試験	35	319	317	264	264	1			
	36	1		1					

昭和38年5月10日

00630

(第3種郵便物)

昭和38年5月10日 (号外) 第41号 報紙 公県島田

区分	件数	内				摘要
		知事 委員会	警察委員会	電気委員会	その他の委員会	
採用選考(定数内)	126	95	24	5	4	1
" (準職員)	210	180	22	7	1	1
男 任 用 選 考	217	180	14	14	1	9
臨時的任用昇任	322	312	2	8	1	1

3 勤務条件の措置要求並びに不利益処分に関する審査請求の審査の状況は、勤務条件の措置要求の審査についても要求2件(前年度は3件)のうち、高等学校2級普通免許状を所有している実習助手に教育職員表(1)の2等級欄を適用する場合昇格取扱いとする要求について、3名は教諭とし他の1名は兼任、また、他の1件である臨時職員(常勤講師)の経験年数換算率を是正する措置要求については、一部の者の承認のほか、職権斡旋により取り下げていた。

なお、不利益処分に関する審査請求の審査について

は、本年度新規に請求のあつた1件を含む5件のうち、1件は取り下げ他の4件はいずれも昭和37年度に持越ししていた。

2 職員の職務の格付について

職員の職務の分類の基準に関する規則の改正についても組織機構の改革に伴いその都度所要の改正が行われているが、出先機関の監査の結果から見ると、一部の職務については、均等上是正につき検討を要するものも見受けられる。關係部局とも連携をとつて書面方一層の配意を望む。

3 旅費関係規定の改正について

旅費の支給に関する規則の料程表関係については現実に合致しない点、矛盾する点等があるので改正検討されたい。

4 経理出納その他の事務について

1 公平委員会事務委託金37000円の一部につき、歳入所属年度が適当と認めがたいものがあつた。

移管の検討及び警察署の予算執行にあたって適期に予算令達すること等については、署の監査で述べたところである。

2 警察官住宅対策について

警察署員住宅の増設、借上措置、警察後援会住宅等については署の監査で述べたとおりである。なお、警察官住宅の使用については、現在根拠規定がないので、他の公舎、有料職員住宅、無料職員住宅とともに、これら総てに相互通ずる規定を制定して取扱いを明確にされたい。

5 広報活動の予算措置について

警察行政の民主的運営を図るため、県広報紙をはじめ各種の広報媒体を利用して広報活動に努めているが、県の広報紙についてはスペース上制約を受け、警察自体の関係予算も未措置のため、警察 자체のおそまつな広報紙の発行や関係団体の協力等によって辛じて活動を行なつている実情である。

県広報紙の増貢又は警察自体の関係予算措置につき検討されたい。

1 会計課

1 駐在所、派出所の新改築促進について

駐在所、派出所の新改築促進、維持修繕費増額、県有

6 警務課

1 警務官が動体制の充実強化について

警察官のか動体制の充実強化、機動力の整備及びこの維持修繕費並びに自動車用燃料費の増額措置については警察署の監査で述べたとおりである。

2 警察事務の能率化について

警察事務の合理化対策として当年度県警察能率促進委員会を設けて幹部職員の管理機能の向上、事務手続の

35年度から暴力団取締本部を設置し、暴力団取締に努めているが、依然としてその組織は跡をたたずむしろ

強化の傾向にあるので、所要経費を増額措置し更に強力なる取締対策を検討されたい。

罪種別犯罪発生状況表

罪種別	歴年区分	月別発生件数												罪種別	上記の内青少年犯構成比	件数	比	件数	比	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
凶悪犯	34 35 36	9 5 4	6 3 4	3 6 2	9 7 11	1 8 8	10 12 15	7 7 8	13 11 6	15 17 7	1 5 6	1 2 5	1 1 86	1.1%	93 95 86	85 91 77	91.4%	90 89.5 84	96.8%	90 97.7 88
計月別比		6.8 6.5 7.4	4.9 4.7 7.6	6.8 7.6 8.8	7.6 15.5 8.8	11.3 11.3 9.0	10.1 10.1 10.7	9.8 10.1 9.7	3.0 3.0 2.1	100.0 100.0 100.0	1.2 1.2 7.0	1.2 1.2 14.4	1.2 1.2 1.02	1.1 1.2 1.02	75.1 75.1 29.5	75.1 75.1 99.9	98.2 98.2 99.9	98.2 98.2 99.9	98.2 98.2 99.9	
窃盜犯	34 35 36	94 81 69	98 68 85	66 44 62	58 142 87	82 105 72	102 118 70	108 124 127	124 111 108	101 121 110	170 170 112	75 74 58	91 89 87	1.169 1.104 1.012	14.4 14.4 14.5	439 37.5 152	37.5 34.1 15.0	1.171 1.102 1.008	100.2 99.7 1,008	100.2 99.7 1,008
計月別比		7.4 7.8 7.8	7.6 8.3 8.4	5.2 8.4 8.4	8.8 7.3 8.5	7.9 9.2 7.5	8.2 6.8 7.5	10.0 9.6 9.7	10.7 9.2 9.7	9.1 9.7 7.6	9.7 9.7 7.0	10.0 10.0 10.0	14.4 14.4 14.4	14.4 14.4 14.5	29.5 29.5 29.5	29.5 29.5 99.9	99.9 99.9 99.9	99.9 99.9 99.9	99.9 99.9 99.9	
駐物犯	34 35 36	359 450 308	478 417 347	421 409 364	336 351 316	466 509 284	364 352 283	354 357 254	387 518 400	401 518 440	412 518 420	384 357 327	4,982 4,409 3,760	61.3 57.5 53.8	501 480 323	10.1 11.1 8.6	3,153 2,851 2,384	63.3 66.1 63.4	63.3 66.1 63.4	63.3 66.1 63.4
計月別比		8.9 8.9 8.9	12.6 12.6 12.6	11.1 11.1 11.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1		
その他 他犯	34 35 36	12 13 8.9	12 13 12	3.4 4.1 3.4	12.6 12.6 12.6	6.1 9.2 9.2	6.2 5.4 5.4	5.4 9.2 9.2	5.4 3.1 4.9	3.1 4.9 5.7	4.9 2.8 1.1	100.0 100.0 100.0	57.7 55.0 55.0	95 111 111	1.2 1.4 1.4	10.5 11.7 11.7	95 111 111	100.0 100.0 100.0	100.0 100.0 100.0	
計月別比		12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6										

防犯課

他の地区は相当な成果をあげたものと認めた。
青少年犯罪は増加の傾向にある現状から、指定地域の拡大と指導者層の育成等本事業推進の一層の配意を望む。

- (1) 従来5ヶ所の指定であつた少年非行防止地区を、36年2月に2署2ヶ所を追加指定し、集中的に非行

防止に努力を払っていた。

その実績は次表のとおりで、賀茂、浦安地区を除く

罪種別	歴年区分	月別発生件数												罪種別	上記の内青少年犯構成比	件数	比	件数	比	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
凶悪犯	34 35 36	9 5 4	6 3 4	3 6 2	9 7 11	1 8 8	10 12 15	7 7 8	13 11 6	15 17 7	1 5 6	1 1 86	1.1%	93 95 86	85 91 77	91.4%	90 89.5 84	96.8%	90 97.7 88	
計月別比		6.8 6.5 7.4	4.9 4.7 7.6	6.8 7.6 8.8	7.6 15.5 8.8	11.3 11.3 9.0	10.1 10.1 10.7	9.8 10.1 9.7	3.0 3.0 2.1	100.0 100.0 100.0	1.2 1.2 1.2	1.2 1.2 1.02	1.2 1.2 1.02	1.1 1.2 1.02	75.1 75.1 29.5	75.1 75.1 99.9	98.2 98.2 99.9	98.2 98.2 99.9	98.2 98.2 99.9	
窃盜犯	34 35 36	94 81 69	98 68 85	66 44 62	58 142 87	82 105 72	102 118 70	108 124 127	124 111 108	101 121 110	170 170 112	75 74 58	91 89 87	1.169 1.104 1.012	14.4 14.4 14.5	439 37.5 152	37.5 34.1 15.0	1.171 1.102 1.008	100.2 99.7 1,008	100.2 99.7 1,008
計月別比		7.4 7.8 7.8	7.6 8.3 8.4	5.2 8.4 8.4	8.8 7.3 8.5	7.9 9.2 7.5	8.2 6.8 7.5	10.0 9.6 9.7	10.7 9.2 9.7	9.1 9.7 7.6	9.7 9.7 7.0	10.0 10.0 10.0	14.4 14.4 14.4	14.4 14.4 14.5	29.5 29.5 29.5	29.5 29.5 99.9	99.9 99.9 99.9	99.9 99.9 99.9	99.9 99.9 99.9	
駐物犯	34 35 36	359 450 308	478 417 347	421 409 364	336 351 316	466 509 284	364 352 283	354 357 254	387 518 400	401 518 440	412 518 420	384 357 327	4,982 4,409 3,760	61.3 57.5 53.8	501 480 323	10.1 11.1 8.6	3,153 2,851 2,384	63.3 66.1 63.4	63.3 66.1 63.4	63.3 66.1 63.4
計月別比		8.9 8.9 8.9	12.6 12.6 12.6	11.1 11.1 11.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1	1.1 1.1 1.1		
その他 他犯	34 35 36	12 13 8.9	12 13 12	3.4 4.1 3.4	12.6 12.6 12.6	6.1 9.2 9.2	6.2 5.4 5.4	5.4 9.2 9.2	5.4 3.1 4.9	3.1 4.9 5.7	4.9 2.8 1.1	100.0 100.0 100.0	57.7 55.0 55.0	95 111 111	1.2 1.4 1.4	10.5 11.7 11.7	95 111 111	100.0 100.0 100.0	100.0 100.0 100.0	
計月別比		12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6	12.6 12.6 12.6										
その他 他犯	34 35 36	57 51 55	55 51 55	60 51 55	51 55 56	59 55 68	55 57 62	66 62 62	66 62 62	40 30 30	87 65 65	67 55 55	67 648 777	8.5 8.5 11.1	271 225 103	39.4 34.4 15.3	685 646 774	99.7 99.7 99.6	99.7 99.7 99.6	
計月別比		6.7 6.7 6.7	7.4 7.4 7.4	8.1 8.1 8.1	6.2 6.2 6.2	7.3 7.3 7.3	8.2 8.2 8.2	9.0 9.0 9.0	9.1 9.1 9.1	6.9 7.9 7.9	10.5 12.5 12.5	12.5 12.5 12.5	100.0 100.0 100.0	9.3 10.3 10.3	28.4 28.4 28.4	99.0 99.0 99.0	99.0 99.0 99.0	99.0 99.0 99.0		
一件 數	34 35 36	592 615 65	718 793 59	673 639 69	489 606 562	703 622 483	676 622 483	662 601 624	695 794 625	774 629 625	656 545 526	8.120 7.663 6.692	100.0 100.0 100.0	1.395 1.271 1.646	17.2 16.8 9.3	6.297 6.098 5.605	77.5 80.6 80.2	77.5 80.6 80.2	77.5 80.6 80.2	

少年非行防止地区犯罪発生検挙状況調

署名	地区名	指定年月日	区分	犯罪発生検挙人員摘要			
				増定前	指定後	指定後	
				1年	2年	3年	要
浜村 米子 境港 八幡 岩井 鳥取 郡家	青谷 淀江 外江 浦安 後 田 賀 露 佐貴	昭和34.4.5 34.7.1 34.10.1 34.8.20 35.2.5 36.6.3 36.6.8	少年 成年 少年 成年 少年 成年 少年 成年	11 17 1 1 1 1 1 1	32 14 22 14 17 4 5 7	1 8 5 4 11 9 19 20	6 6 1 6 6 4 5 1

- (2) 少年非行阻止と福祉を図るため、民間有志者の協力を得て各署管内に少年補導共助員を委嘱し活発に補導活動を行なつており、共助員の数は36年度末で746名、監査日現在48名に達していた。

共助員の活動費としては、36年度には予算の計上はないが、37年度に共助員120名分の活動費として12万円の予算計上を見ていたが、これは実人員から見るに年間1人当の活動経費は僅か160円に過ぎない。

予算計上人員と実人員との喰い違いの大きさこと、各警察署の共助員数密度の格差の大きいことなどを考慮し、適正なる共助員の数について検討を加えられたい。

2 防犯団体の育成強化について

防犯活動については警察署の監査で述べたが、自主的防犯組織活動の中核である鳥取県防犯協会連合会を中心として、県下における防犯団体の数は監査日現在14に達し、36年に未結成であった鳥取、米子地区も結成を見て、県下一丸の組織が整備されていた。今後はこれららの育成指導に努め、民警一体の防犯活動の強化に一層努力されるよう望む。

1 鑑識器材の整備について

00636

科学的捜査と犯罪の悪質巧妙化に対処するため、鑑識器材の整備充実に努められているが、現有器材ではなお不足のものが認められるので、これらの整備については国に強く要請するほか県費予算措置につき検討されたい。

警備課

1 特記事項なし

警備課

1 職員の適正配置等について

(1) 駐在所、派出所の外勤職員配置については、定員249名に対し、監査日現在の現員は244名で5名の欠員を生じていた。前述のとおり警察官の充実について一層努力されたい。

(2) 本部外勤担当職員は、監査時現在、係長以下3名で、うち1名は超短波無線通信業務を担当していた。警察官の43.5%を占める外勤職員の指導体制強化のため、担当職員の増員配置につき検討着々されたい。(3) 自動車運転免許関係の実績は、次表のとおり、35

年度における道交法関係規程改正の影響のため原動機付自転車については前年度よりかなり減少を示しているが、自動車については相対らず増加のすう勢を示し、32年度に比し自動車294.4%、原動機付自転車についても417.9%の増加となつてある。また、これに伴い自動車運転試験手数料も32年度に比し374.5%増加している。しかるに、本部担当職員数は32年度当時より僅かに1名の増員を見たのみであるので、事務の迅速かつ適正な処理を行うため、職員の増員と事務能率化に必要な機械導入整備について検討されたい。

区分	年 度	備 考		
		3 年	5 年	6 年
自動車				
免許申請書類 免許証交付数 免許更新 再交付 申込		7,221件 3,692 2,881 -435 14,229	17,185件 8,542 5,358 675 31,762	22,812件 12,835 5,355 919 41,899
原動機付自転車	率	100.0%	223.2%	294.4%
免許(許可)申請書類 免許証交付数 新規検査付 免許更新 再交付 申込		1,854 394 37 2,285 100.0%	(16,021) 13,755 2,069 16,149 (16,021) 706.7%	(9,055) 6,015 2,857 9,550 (9,055) 417.9%
試験手数料収入		4,532,800円 100.0%	15,768,500円 303.8%	16,975,230円 34.5%
職員担当者 事務補助者	率	3人 4人	4人 4人	4人 4人

32年分については資料不足のため記載せず

警察署収入分も含む

(注) 原動機付自転車免許(許可)事務は警察署の所管である。

- 2 交通取締について
交通取締については警察署の監査で述べたとおりである。

昭和四十年五月十日 鳥取県警察署
署長 田代火、金
署行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
署所 鳥取県鳥取市栗谷町
署印 鳥取県
1番 100-100 (監査表)